



採用情報

※履歴書などの提出が必要です。詳細は市HP(右のQRコードからアクセス可)参照



(福) 調布市社会福祉事業団 正規職員

職種/福祉職

資格など/採用日(6月1日)時点で60歳未満で、普通自動車免許と、社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士・公認心理師のいずれかの資格をお持ちの方... 4月22日(金) (必着) までに〒182-0032西町290-4 調布市社会福祉事業団 ☎481-7493へ郵送または持参 (平日午前9時30分~午後4時30分) (障害福祉課)

(一財) 調布市市民サービス公社 嘱託職員

◎ふじみ交流プラザ管理員

業務内容/受付、利用案内、使用料収納、清掃など 勤務形態/週3~5日 ①午前8時30分~午後5時30分 ②午前8時30分~午後1時30分、午後0時30分~5時30分、午後5時~10時のシフト制 資格など/接客経験がある方 勤務地/深大寺東町7-47-1 ブランチ調布内 時給/1100円(交通費なし) 採用日/4月22日(金)※試用期間2カ月(更新可) 他4月20日(火)頃に選考結果を通知 ①②を記入し、4月13日(火) (必着) までに〒182-0022 国領町4-51-7 ピエールシークル2階 (一財) 調布市市民サービス公社 ☎486-2112へ郵送(持参不可) (企画経営課)



仕事・創業

市内事業者は「インボイス制度」の対応を



令和5年10月1日から、消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されます。インボイス

とは、取引における売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額などを伝えるものです。売手と買手どちらの立場でも、事前の準備が必要です。事業者によっては、仕入税額控除の要件となる場合があるため、自社の状況を整理し、適切に対応してください。

詳細は国税庁特設サイト(前のQRコードからアクセス可)参照。調布市商工会(☎485-2214)では、市内事業者からの相談を受け付け中 消費税込軽減税率・インボイス制度電話相談センター ☎0120-205-553 (平日午前9時~午後5時) (産業振興課)

4月30日(土)までに 家内労働の「委託状況届」の提出を

家内労働者へ仕事(内職など)を委託している事業主の方は、毎年4月1日現在の家内労働者数などについて労働基準監督署へ報告することが義務付けられています。必ず提出してください。 東京労働局賃金課 ☎03-3512-1614、三鷹労働基準監督署 ☎0422-67-0651 (産業振興課)

産業労働支援センター 〒182-0022国領町2-5-15市民プラザあくろす3階 ☎443-1217・☎443-1218 E:industry@chofu-across.jp 専用あり

- A 事業者向け労務相談会 4月9日(出)午前9時~午後4時(正午~午後1時を除く)、27日(休)正午~午後7時(1時~2時を除く) 相談員/田村陽太(社会保険労務士)
B 女性起業相談会 4月13日(休)②22日(金) 午前10時~午後4時(正午~午後1時を除く) 相談員/①老川多加子②山田記代美(中小企業診断士)
C より不確実な時代における創業成功の秘訣 相談会 4月23日(出)午前9時~午後4時(正午~午後1時を除く) 相談員/太田定次(調布市経営アドバイザー)
A~C 共に 相談時間/1人50分
D 事業承継個別相談会 4月28日(休) 午後1時~、2時30分~ 中小・小規模企業の経営者・後継者 相談員/東京都多摩地域事業承継・引継ぎ支援センター 専門担当者

直近2期分の決算書・確定申告書、会社概要※持参可能な場合のみ

4月21日(休) 絶対創活塾(第23期)(全6回) 5月14日(出)・創業の心構え②21日(出)・事業構想③28日(出)・マーケティング④6月11日(出)・必要な資金の割り出し、ビジネスプランの作成⑤25日(出)・行政手続き、税の知識⑥7月9日(出)・人材育成と雇用の実務、ビジネスプラン発表 午前9時30分~午後4時30分 産業労働支援センター経営アドバイザーほか 修了した方は市の特定創業支援事業の特典(会社設立時の登録免許税の軽減など)を利用可 A~E 共に 定申し込み順 A 6人 B 5人 D 2人 E 8人 費 A~D 無料 E 6000円 所 調布市産業労働支援センター または電話、FAX、Eメールで申し込み



その他のお知らせ

自治会に関する書類提出にご協力を

市では自治会の活性化に役立てるため、自治会調査と世帯数に基づく支援を行っています。 昨年度ご協力いただいた自治会へ、調査票と自治会活動全般に対する行政協力謝礼金の案内を送付しました。 新たに設置した自治会など、まだ案内が届いていない自治会は、お問い合わせください。 調布市協働推進課 ☎481-7036



フォトレポート

毎年春の訪れを知らせてくれます



市役所前の河津桜(3月上旬)

住民税非課税世帯等への臨時特別給付金は期限までに手続きを

調布市非課税世帯等臨時特別給付金コールセンター

☎0120-120-325 (平日午前9時~午後5時)

支給額

1世帯当たり10万円(銀行口座に振込) ※1世帯1回限り。①と②の重複受給は不可

支給時期

市が確認書・申請書などを受理した日からおおむね4週間程度で指定口座に振り込み

※①②共に世帯全員が、住民税が課税されている親族などの扶養を受けている場合は対象外

① 住民税均等割非課税世帯

支給対象世帯

令和3年12月10日時点で調布市に住民登録があり、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税の世帯

手続き方法

郵送で届いた「臨時特別給付金支給要件確認書※」と必要書類を返信用封筒で返送してください。

- 令和3年1月1日以前から市内に住民票がある世帯 【提出締切日】5月31日(火) (必着)
令和3年1月2日以降に調布市に転入した方がいる世帯 【提出締切日】6月30日(休) (必着)

※令和3年1月2日以降に調布市に転入した方がいる世帯のうち、課税情報が確認できなかった世帯には「臨時特別給付金支給申請書(請求書)」を送付済み

② 家計急変世帯

支給対象世帯

①以外の世帯で、申請日時点で調布市に住民登録があり、令和3年1月~令和4年9月に新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員のそれぞれの1年間の収入見込額(任意の1カ月の収入を12倍)が住民税非課税相当水準以下の世帯

手続き方法

給付金の受給には申請が必要です。申請方法や必要書類は、市HP(右のQRコードからアクセス可)をご確認ください。

【書類の配布場所】

給付金窓口(市役所1階めじろホール)、生活福祉課(市役所3階)、神代出張所、各図書館・地域福祉センター、総合福祉センター、市民プラザあくろす ※市HPでも印刷可

【申請期限】9月30日(金) (消印有効)

